

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年10月8日

支出負担行為担当官

大阪航空局長 石井 靖男

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 那覇空港TAP S設置工事外1件実施設計
(電子入札及び電子契約対象案件)
- (2) 履行場所 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大阪航空局
- (3) 業務内容 本業務は、「那覇空港TAP S設置工事」及び「那覇空港TAP S運用移行工事」を実施するにあたって、必要となる実施設計を行うものである。
- (4) 履行期間 契約締結日の翌平日から令和7年3月21日まで
- (5) 本業務は、入札及び契約等を電子調達システムで行う対象業務である。なお、電子調達システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て、紙入札方式、紙契約方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 開札時までに大阪航空局の令和5・6年度一般（指名）競争参加資格者のうち「その他の業種」でA等級又はB等級の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関

する公示」(令和4年10月3日付官報)に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- (4) 会社更生法に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者((3)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付空経第386号)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (7) 予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官大阪航空局長が定める資格要件を全て満たす者であること(詳細については、別添1「競争参加資格要件事項」を参照。)
- (8) 競争入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (9) 入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。

3. 入札手続等

- (1) 担当部局 別表1のとおり。
- (2) 電子調達システムの URL 及び問い合わせ先
電子調達システム
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>
調達ポータル・電子調達システム ヘルプデスク
電話番号 0570-000-683 (ナビダイヤル)
03-4332-7803 (IP 電話等をご利用の場合)
- (3) 入札説明書の交付期間及び方法 別表1のとおり。
- (4) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法 別表1のとおり。
- (5) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法 別表1のとおり。

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- 1) 入札保証金 免除。
- 2) 契約保証金 納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代わる担保とすることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

なお、詳細は入札説明書による。

(3) 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者がした入札、申請書又は資料虚偽の記載を行った者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるとき、著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者としてすることがある。

落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査（低入札価格調査）を実施する。

(5) 手続きにおける交渉の有無 無。

(6) 契約書作成の要否 要。

本案件は、契約手続きにかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙契約方式承諾願を提出し、紙契約方式に代えるものとする。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2. (3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3. (4)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、2. (3)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。

(9) その他詳細は入札説明書による。

(入札公告) 別表 1 入札手続きに係る日程等

件名 : 那覇空港TAP S設置工事外1件実施設計

項目		期間等	入札公告 記載箇所
担当部局		〒540-8559 大阪市中央区大手前3丁目1番41号 大手前合同庁舎11階 国土交通省 大阪航空局 総務部 契約課 契約係 電話番号 06-6937-2708	3. (1)
入札説明書の交付 期間及び方法	交付期間	令和6年10月8日 09時00分～ 令和6年10月23日 17時00分まで	3. (3)
	交付方法	1) 電子調達システムにより交付する。 2) やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者は、上記担当部局に問い合わせること。	
申請書、資料の提出 期間、場所及び 方法	提出期間	令和6年10月8日 ～ 令和6年10月24日 まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、09時00分から17時00分までの間。ただし、最終日は14時00分までとする。)	3. (4)
	提出場所	上記担当部局と同じ	
	提出方法	申請書及び資料の提出は、電子調達システムにより行う。 ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参又は郵送（郵送は書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）することにより行うものとする。	
入札及び開札の日 時、場所、入札書 の提出方法	入札日時 (電子調達システム)	令和6年11月20日 (09時00分から17時00分までの間。)	3. (5)
	入札日時 (紙入札)	令和6年11月20日 (09時00分から開札日時までの間。)	
	提出方法	電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、開札日時までに上記担当部局あて持参すること。 (郵送又は託送による提出は認めない。) なお、入札書に本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を明記することにより、入札書への押印を省略することができる。ただし、押印を省略した入札書であっても電子メールによる提出は認めない。	
	開札日時	令和6年11月21日 11時00分	
	開札場所	大阪航空局 11階 入札室	

競争参加資格要件事項
件名：那覇空港 T A P S 設置工事外 1 件実施設計
入札公告 2. (7) の「予決令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官大阪航空局長が定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。
(1) 業務実績 平成 26 年 4 月 1 日以降に完成・引渡しが完了した、下記の 1) 又は 2) の要件を満たす業務の実績を有する者であること（再委託としての実績は除く。設計共同体の構成員としての実績は、出資比率 20% 以上の場合に限る。）。 なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局の発注した業務である場合は、業務成績評定の評定点が 60 点未満であるものを除く。 1) 同種業務 ① 航空交通管制業務に係るレーダー施設（※ 1） ② I L S 施設（※ 2） ③ V O R / D M E（又は T A C A N）施設（※ 3） ④ 航空交通管制業務に係る管制塔施設のうち、管制卓（通信制御装置）又は航空交通管制情報処理システム等におけるホストコンピュータ（メインフレーム及びサーバ）（※ 4） ⑤ 航空運航情報業務に係る施設のうち、 イ）運航援助情報業務の放送業務に係る通信制御装置 ロ）対空援助業務に係る通信制御装置 上記①～⑤のいずれかの新設又は更新工事にかかる実施設計業務の実績を有すること。（※ 5） ※ 1 航空交通管制業務に係るレーダー施設とは、航空路監視レーダー、空港監視レーダー、二次監視レーダー、精測進入レーダー及び空港面探知レーダーをいう。 ※ 2 I L S 施設は、それらを構成する L O C、G S 又は T - D M E の単独でも可。マーカー単独の場合は類似とする。 ※ 3 V O R / D M E 施設は、V O R、D M E 又は T A C A N の単独でも可。 ※ 4 端末のみの工事に係る設計は類似とする。 ※ 5 訓練及び評価用の無線装置並びに実験局に使用するものは類似とする。

(注) ①、②及び③のうち空中線の設置を伴わない設計は類似とする。

2) 類似業務

- ① 対空通信施設 (A/G、RAG、ATIS、RCAG及びAEIS)
- ② NDB施設
- ③ 航空交通管制業務に係る管制塔施設のうち、TDU又はWRU
- ④ 航空保安無線施設等に係るRCM、APDU、ORM、AAM、APID、BIRDS、CCP、DREC、EDU、HMU、MDP、MLAT、OCE、RML、SSE、WAM、WPU、WSDD又はWX

上記①～④のいずれかの新設又は更新にかかる実施設計の実績を2件以上有すること。

(注) ①及び②のうち空中線の設置を伴わない実施設計は実績として認めない。

(2) 配置予定技術者

配置予定の管理技術者は次に掲げる要件を満たすものであること。

- 1) 平成26年4月1日以降に完了した上記(1)に掲げる業務のいずれか1件以上に従事した経験を有するものであること。なお、照査技術者としての実績は認めない。
- 2) 競争入札に参加しようとする者との間で、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- (3) 大阪航空局及び管内事務所（国土交通省設置法第39条第1項に規定する地方航空局の事務所）が発注した電気通信工事に係る設計業務で、令和4年4月1日以降に完了した業務実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が60点以上であること。